

<災害審査申立書（B）の記入要領>

- 1 審査申立書は、正副2通必要です（オンラインで提出する場合は1通で可）。
- 2 代理人により審査申立てをする場合は、次の点に注意してください。
 - ア 「審査申立人（又は代理人）」欄には、代理人の氏名を記載してください。
 - イ 災害を受けた職員が審査申立人となるときは、「(1)審査申立人」欄には、その職員の氏名等を記載し、「災害を受けた職員との続柄又は関係」欄には、「本人」と記載してください。遺族が審査申立人となるときは、「(1)審査申立人」欄には、その遺族の氏名等を記載し、「災害を受けた職員との続柄又は関係」欄には、続柄又は関係（父、配偶者、子など）を記載してください。
- 3 遺族が審査申立人となるとき（上記2の場合を除く。）は、「審査申立人（又は代理人）」欄及び「(1)審査申立人」欄には、その遺族の氏名等を記載し、「(3)災害を受けた職員」欄には、災害を受けた職員本人の氏名等を必ず記載してください。
- 4 「(3)災害を受けた職員」欄
「災害発生当時の官職」欄には、例えば「○○係長」、「○○事務官」、「非常勤職員」等と記載してください。
- 5 「(4)補償に関する実施機関の通知の要旨及び年月日」欄
実施機関の通知文書の写し（公務外認定通知書など）を添付して、この欄には「別紙のとおり」と記載してください。なお、紛失等により実施機関の通知文書の写しを添付できない場合は、実施機関の通知を特定できるような内容を具体的に記載してください。
- 6 「(5)審査申立ての趣旨及び理由」欄
災害の発生した年月日、災害の発生の状況、傷病名、その後の経過等を簡単に説明し、審査申立ての内容（公務上の災害と認定してもらいたい、治癒の認定に不服がある、障害等級の決定に不服がある等）と、その理由をはっきり記載してください。なお、欄内に書き切れない場合は、別の用紙に記載して添付しても差し支えありません。

【注意事項】

代理人により審査申立てをする場合は、別途、代理人資格証明書を作成し、審査申立書に添付することが必要です。代理人資格証明書の作成に当たっては、別紙5を参照してください。